

令和6年9月吉日

薬学生実務実習受入指導薬剤師
「新規認定」・「更新」希望者 各位

(一社) 岐阜県薬剤師会
実務実習委員会

認定実務実習指導薬剤師「新規認定」・「更新」ビデオ講習会の開催について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、薬学生実務実習指導薬剤師の「新規認定」及び「更新」をご希望の方々を対象に、下記日程により標記講習会を開催します。

参加をご希望の方は、別紙「認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格」を必ずご確認くださいの上、WEBにてお申し込み下さい。※参加費は無料です。

※更新申請には本ビデオ講習の受講が必要です。

記

日 時：令和6年10月26日（土）15：00～

場 所：岐阜県薬剤師会館 3階 大会議室

内 容：ビデオ講習会「①・②④・③」 ※講座②は更新講座④を兼ねる

申込締め切り：令和6年10月6日（日）

《講座①》15：00～15：45 「薬剤師の基本理念」

日本薬剤師会 会長 山本 信夫

《講座②》※更新講習会（講座④）を兼ねております

15：55～16：15 ②-1「平成25年度改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム」

16：15～16：40 ②-2「薬学実務実習に関するガイドライン」

名古屋市立大学大学院薬学研究科 鈴木 匡

《講座③》16：50～17：15 ③-1「学生の指導（法的問題）」

弁護士・薬剤師 赤羽根 秀宜

17：15～17：35 ③-2「学生の指導（OBEに基づいた薬局実務実習の進め方）」

日本薬剤師会 薬学教育委員会 山田 純一

17：35～17：55 ③-3「学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）」

日本薬剤師会 薬学教育委員会 石井 伊都子

※各講座後に成果報告書作成10分あります。

※時間は目安です。

【申込】<https://ws.formzu.net/dist/S97944236/>



※研修単位の付与はございません。ご了承下さい。
受講日近くなりましたら参加についてのご案内をメール致します。

【お問合せ】

〒500-8146 岐阜市九重町4-5

(一社) 岐阜県薬剤師会事務局 担当：西脇

TEL058-260-8800 FAX058-240-0500

申込期限：令和6年10月6日（日）

要確認

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格

◆新規認定を希望する方

認定実務実習指導薬剤師養成研修の受講資格は次のとおりとする。なお、以下の「薬剤師実務経験」は、i)病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限るものとし、かつ、ii)大学院在学中のアルバイト等従たる業務として従事したものは含まないものとする。

①実務経験

薬剤師実務経験（病院又は薬局におけるもので、勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。以下に同じ。）が5年以上あること。

なお、6年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。

この場合、認定実務実習指導薬剤師の認定申請は、薬剤師実務経験が5年以上となつてからでなければ行うことができない。

②勤務状況

薬剤師実務経験が受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務（勤務時間数が1週間当たり3日以上かつ20時間以上の場合に限る。）している者であること。

※産休、育休の取得期間は継続期間とはなりません。ご注意ください

③勤務先等の望ましい条件

ア 病院の場合

(ア) 薬剤管理指導業務を実施し、院外処方箋の発行を推進していることが望ましい。

(イ) 病棟薬剤業務実施加算の届出を行っていることが望ましい。

(ウ) 一般社団法人日本病院薬剤師会賠償責任保険（施設契約）又はこれと同等の賠償責任保険に加入していることが望ましい。

イ 薬局の場合

(ア) 薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていることが望ましい。

(イ) 「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

(ウ) 改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムに示された「代表的な疾患（がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患及び感染症をいう。）」に関する症例を実習できる体制を整備していることが望ましい。

(エ) 薬剤師賠償責任保険に加入していることが望ましい。

また、公益社団法人日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)、一般社団法人日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師、公益財団法人日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師等の生涯学習システムに参加又は認定を取得している薬剤師であることが望ましい。

◆更新認定を希望する方

更新の条件 更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

① 認定期間中に、実務実習生の指導実績（勤務する施設が受入施設として実務実習生を受入れ、その実習生の指導を行った場合に限る。）が**1例以上**あること。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を具体的に記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウの**すべてを満たす**こと。

ア 現に実務に従事していること。

イ 認定期間中に**3年以上**病院又は薬局で実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で実務に従事していること。

③ 更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、次のとおりとする。

講座④ 薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン（内容は講座②と同じ）

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から**5年以上**を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。

更新講習の受講証（研修終了日が平成30年4月1日以降のものに限る。）の有効期間は受講日から3年間とする。有効期限を過ぎた受講証は無効である。